

## 錦江町農業委員会5月総会議事録

○開催日時 平成30年5月25日(金) 午後1時30分から

○開催場所 錦江町役場 会議室

○出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員6人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

○欠席委員(農業委員1人、農地利用最適化推進委員2人)

委員	10番	貫見 和洋
農地利用最適化推進委員	山中 徹	
〃	安水 峯晴	

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 8号 農地法第4条許可申請について

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第11号 平成29年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について

議案第12号 平成30年度の目標及び達成に向けた活動（案）について

議 長	<p>只今より平成30年5月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は貫見委員、山中、安水推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 安水委員と9番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>次に議案第8号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第8号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号については、山林への転用申請となっています。</p> <p>申請者はT・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字二ヶ木迫4715番3、地目は田、地積は3,215㎡となっています。</p> <p>尚、この申請は追認の申請となっています。</p> <p>4頁から7頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を9番 元丸委員お願いします。
9 番 元丸委員	はい。報告します。5月18日、事務局2人と毛下委員、私、4人で現地調査をしました。この航空写真でもわかりますように、周囲が殆んど杉山でありまして、なかなかこの土地を農地に返すのは無理じゃないかということで判断いたしましたところですが。審議をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
15番 平原委員	何を植えてあるの、木が。
9 番 元丸委員	杉を植えて4・5年なっています。道路も分からないようなところで。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第8号を採決します。 お諮りします。 議案第8号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第8号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは議案第9号について説明いたします。</p> <p>受付番号3号の譲渡人は、M・Nさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字小フキ山7071番2、地目は畑、地積は10,783㎡となっています。</p> <p>譲受人はA・Kさん、A自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>A・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力1名、自作地35,031㎡、小作地11,875㎡で、加工用大根、高菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各3台、2tダンプ1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を13番 宿利原委員お願いします。</p>
13番 宿利原委員	<p>この物件はあっせんに出ていた物件で、譲受人のA・Kさんは、農業・林業に幅広く経営をされていて、何も問題は無いと思いますのでとろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
15番 平原委員	<p>金額は。</p>
13番 宿利原委員	<p>全部で〇〇〇万円です。</p>
事務局	<p>総体面積10,000㎡ありますけれども、これが6枚ぐらいになった段々の傾斜地の畑で、法やらそういったのを引いたら8反ぐらいあるかないかで、多分反当〇〇万円程度で計算されているかとは思いますが。</p>
13番 宿利原委員	<p>後は造成をまたし直して、造成費がいるということで、両方とも納得して価格を決めたところです。</p>

議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから議案第9号についてを採決します。 お諮りします。 議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第9号については原案のとおり決定しました。
議 長	次に、議案第10号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第10号について説明いたします。 受付番号35号, 36号までの貸し人はO・Nさん、K自治会在住の方です。 申請地は35号が城元字池ノ尾4614番1、地目は畑、地積は3,295㎡、36号が城元字池ノ尾4614番3、地目は畑、地積は3,728㎡で、2筆の合計は7,023㎡となっています。 貸付期間は平成30年5月26日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で120,000円となっています。 借り人は、Y・Mさん、Y自治会在住の方です。 Y・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者3名、自作地98,593㎡、小作地5,459㎡で、タバコ、甘藷を主体とした経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、AP-1、軽トラック各4台、甘藷堀取機2台、ツル払い機、2tダンプ各1台となっています。 受付番号35号から36号の担当調査員は、8番 安水委員です。 以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を 8 番安水お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>受付番号35号、36号、これは南部開発された池田団地内にある圃場です。借り人のY・Mさんは、現在、推進委員をされているYさんです。葉タバコ、甘藷を主体とした経営をされております。Mさんはまだまだ耕作面積も増やしたいと、意欲のある元気な方で、圃地の内外、綺麗に管理されており、何ら問題は無いと考えます。因みのこの小作料なのですが、この2筆の地積が約7反ぐらいあるんですが、実際の耕作できる面積が6反ぐらいということで、1反歩あたり2万円ということで12万円というのが決まりました。多少現在にしてみれば高いような感じなのですが、本人の畑も直ぐ隣にありまして、圃場の集積みたいな形でやりやすいということでこの値段に決まりました。審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 鈴 委員	<p>このせっかく契約するのに1年というのはどういうことですか。</p> <p>短い気がするもんですから。</p>
8 番 安水委員	<p>実際、葉タバコか甘藷か、どちらかをしようという感じなのですが、ちょっと病気が甘藷に出たと、前の方が作っていた時に。で、実際作って見ないとどういう状況かというのを見て、状態が良いようであれば、また、継続して借りたいということでした。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第10号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第10号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第10号については原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第11号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。それでは資料の方は13頁からになります。この活動の点検評価、後の12号に出て来ます活動計画、これにつきましては毎年活動計画を定め、その年度が終了したら点検評価をして活動を振り返り、また、これをインターネット等で公表するということが、農業委員会活動の見える化を図りなさいということになっているところです。一応、問題が無ければ、今日お示しした案で公表したいと思えます。中身を簡単に説明します。13頁については農業の概要ですのでお目直しをお願いいたします。14頁の方ですが、担い手への利用集積・集約化ということで、去年の4月の現状の集積面積が845.8haとなっていますが、平成29年度の目標が885haということでしたけれども、集積の実績ということで822.8haという結果になっております。それについては、この下の方の活動実績の中の、尚書きの後ですが、今までの集積実績については、担い手の方が他市町に持っている、又は借りている農地がこの集積面積に、産業振興課の方で統計を取っているんですが、これが含まれていたということで、今回、これを外して見直しをしたところです。結果、実績としては822.8haです。うち新規が46.7haということで、農地中間管理事業等での新規の貸し借り等がありまして、減ったわりには新規が増えたということです。それから下の方の評価ですけれども、先ず目標に対する評価ですけれども、農地中間管理事業等を利用して集積が図られたが、条件不利地の集積が進まないということ。それから活動に対する評価としましては、地道な活動や農地中間管理事業を活用して担い手への集積を図る必要があるという評価にしたところです。それから次の頁ですけれども、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございますが、29年度の目標は3経営体の参入目標で、参入目標面積が1haということを目指しておりましたが、実績としては3経営体、それから参入実績の面積としては2.62haが貸し付けられたという実績になっております。4の目標及び活動に対する評価については、新規就農給付金制度もあり、目標を達成する新規参入者があったということ。それから新規参入希望者へ農業委員等が積極的に指導・助言等を行なったという評価にしております。それから16頁ですが、遊休農地に関する措置に関する評価ですが、2番目ですけれども、29</p>

	<p>年度の解消目標は5haとしていましたが、解消自体は3.4haされておりませんが、新規の発生部分もありまして、結果としては、実際は増えているという実績です。それから4番目の評価については、目標に対する評価としては、目標達成は出来なかった。条件不利地の遊休農地解消が進んでいない。活動に対する評価としましては、委員活動により、あっせん若しくは利用権設定がなされたが、貸付希望者と借受者との調整が難しくなって来ているとしたところです。それから17頁は違反転用への適正な対応ということで、実績は0でございますが、評価としては、違反転用はなかったものの、今後、営農縮小等により山林への転用も多くなると予想されるため、農地法のPRや事前相談等に努めなければならないとしたところでございます。それから、18・19・20頁については、総会で審議した件数等ですのでお目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第11号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第11号については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第12号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。22頁はお目通し下さい。23頁ですが、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、2番目の30年度の目標は860ha、うち新規集積面積は37haとしたところです。活動計画としては、10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起し活動を積極的に推進するとしております。次の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についての30年度の目標及び活動計画については、参</p>

	<p>入目標は3経営体、参入目標面積は1haとしたところです。活動計画としましては、通年にわたり委員、事務局が新規参入希望者の相談窓口として活動する。新規参入者へ優先して農地のあっせんを行うとしたところです。それから24頁ですが、遊休農地に関する措置ということで、現状が27haの遊休農地の面積となっていますが、2番目の30年度の解消面積は5haとしました。それから利用状況調査につきましては8月から10月、利用意向調査については11月に実施をするとしております。それから違反転用への適正な対応ですが、30年度の活動計画としましては、4月の自治会長会において、違反転用防止について説明すること。町広報誌等を利用して、違反転用防止をPRするとしております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第12号を採決します。 お諮りします。 議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第12号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成30年5月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人